

第 4

交通反則通告制度

第4 交通反則通告制度の運用状況

交通反則通告制度は、自動車運転者による道路交通法違反事件のうち、比較的軽微な違反（反則行為という。）について刑事罰に先行して行政上の措置により簡易、迅速かつ合理的に事件を処理するものである。

1 交通反則事件告知状況

区分 センター別	告知件数		
	総件数	成人	少年
那覇交通反則通告センター	47,125	43,923	3,202
名護交通反則通告センター	4,689	4,382	307
宮古島交通反則通告センター	2,052	1,935	117
八重山交通反則通告センター	1,734	1,707	27
計	55,600	51,947	3,653

2 交通反則通告状況

区分 センター別	通告総数	公示件数		交送付件数	
		件数	率	件数	率
那覇交通反則通告センター	46,562	41,660	89.5	4,902	10.5
名護交通反則通告センター	4,644	4,114	88.6	530	11.4
宮古島交通反則通告センター	2,027	1,788	88.2	239	11.8
八重山交通反則通告センター	1,728	1,438	83.2	290	16.8
計	54,961	49,000	89.2	5,961	10.8

3 反則金納付状況

区分 センター別	通告総数	納付状況		
		納付総数	仮納付数	本納付数
那覇交通反則通告センター	46,562	46,101	41,660	4,441
名護交通反則通告センター	4,644	4,576	4,114	462
宮古島交通反則通告センター	2,027	1,968	1,788	180
八重山交通反則通告センター	1,728	1,721	1,438	283
計	54,961	54,366	49,000	5,366

